

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		教育委員会会議の傍聴の禁止及び退場命令
所 管 部 課 係 名		教育総務課総務係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市教育委員会傍聴人規則 (傍聴人の退場) 第6条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは速やかに退場しなければならない。
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市教育委員会傍聴人規則 第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) みだりに傍聴席を離れること。 (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。 (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。 (4) 飲食又は喫煙すること。 (5) 帽子等を着用すること。ただし、病気その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。 (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。
	基 準 (未設定の場合はその理由)	具体的には、 (2)について 携帯電話、無線機等の使用も含む。 (3)について 拡声器、笛、太鼓、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携行しているときも含む。 (5)について 「帽子等」とは、はちまき、腕章、たすき、ゼッケン、リボン、ワッペン若しくはヘルメットをし、又は許可なく帽子、襟巻き若しくはコートを着用しているときを含む。 (6)について 許可なく撮影、録音等をし、又はしようとするときを含む。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

